

選定療養費の改定について

当院では、他の病院又は診療所等からの紹介状を持参されない初診患者の方について、初診時選定療養費として、3,240円をご負担いただいておりますが、この度、保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の更なる推進を目的とし、特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院については定額の徴収を義務付けられました。

それに伴い当院では平成28年4月1日以降、下記のとおり料金の改定をさせていただきます。

現料金(平成28年3月31日まで)

初診時選定療養費

3,240円(歯科口腔外科 3,240円)

再診時選定療養費

定額負担金なし



改定後(平成28年4月1日から)

初診時選定療養費

5,400円(歯科口腔外科 3,240円)

再診時選定療養費

2,700円(歯科口腔外科 1,620円)

※再診は、他の医療機関に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、大病院を再度受診する場合に定額負担を求めるとされています。

京都市立病院 院長